

指定管理料提案書
(横浜市小菅ヶ谷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	12,479,428円	12,649,151円	12,821,179円	12,995,546円	13,172,287円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	277,516円	277,516円	277,516円	277,516円	277,516円
事業費		自主事業等にかかる経費(材料費・講師謝金等)	☐	784,472円	795,141円	805,955円	816,916円	828,026円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	☒	4,385,195円	4,444,834円	4,505,283円	4,566,555円	4,628,660円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	4,145,269円	4,201,645円	4,258,787円	4,316,707円	4,375,414円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-83,880円	-380,287円	-680,720円	-985,240円	-1,293,903円
施設使用料相当額				-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円
合計				20,871,000円	20,871,000円	20,871,000円	20,871,000円	20,871,000円
うち団体本部経費				3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	23,565,108円	23,885,593円	24,210,437円	24,539,701円	24,873,439円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	519,289円	519,289円	519,289円	519,289円	519,289円
事業費		自主事業等にかかる経費(材料費・講師謝金等)	□	499,472円	506,265円	513,150円	520,129円	527,203円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費等	■	3,103,149円	3,145,352円	3,188,129円	3,231,487円	3,275,435円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,138,316円	1,153,797円	1,169,489円	1,185,394円	1,201,515円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-3,448,334円	-3,833,296円	-4,223,494円	-4,619,000円	-5,019,881円
合計				26,133,000円	26,133,000円	26,133,000円	26,133,000円	26,133,000円
うち団体本部経費				1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		自主事業等にかかる経費(材料 費・講師謝金等)	☐					
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修 費、通信運搬費、印刷製本費、事 務消耗品費 等	☒					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-812,800円	-905,782円	-1,000,031円	-1,095,558円	-1,192,386円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		一般介護予防事業に係る経費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市小菅ヶ谷地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	20,871,000円	20,871,000円	20,871,000円	20,871,000円	20,871,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,133,000円	26,133,000円	26,133,000円	26,133,000円	26,133,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			53,343,000円	53,343,000円	53,343,000円	53,343,000円	53,343,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	13,272,636円	13,453,144円	13,636,107円	13,821,558円	14,009,531円
		居宅介護支援事業	23,556,960円	23,877,335円	24,202,066円	24,531,215円	24,864,839円
		通所系 サービス事業	119,672,127円	121,299,668円	122,949,343円	124,621,454円	126,316,306円
			156,501,723円	158,630,147円	160,787,516円	162,974,227円	165,190,676円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			209,844,723円	211,973,147円	214,130,516円	216,317,227円	218,533,676円
支出	内訳	人件費	140,787,204円	142,701,910円	144,642,656円	146,609,796円	148,603,689円
		事業費	11,856,552円	11,999,240円	12,162,430円	12,327,839円	12,495,497円
		事務費	37,203,923円	37,709,896円	38,222,751円	38,742,580円	39,269,479円
		管理費	14,085,463円	14,277,025円	14,471,193円	14,668,001円	14,867,486円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			203,933,142円	206,688,071円	209,499,030円	212,348,216円	215,236,151円
	うち団体本部経費		10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
収支			5,911,581円	5,285,076円	4,631,486円	3,969,011円	3,297,525円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市小菅ヶ谷地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

はじめに

■「地域とともに歩む」姿勢

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆さまに寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士、以下「地域包括支援センター職員」という。）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という。）を始めとする、地域ケアプラザのすべての職員が協力しながら地域支援を行います。

担当するエリアの高齢者・子ども・障害者など全ての人々が、生きがいを感じ、お互いに協力し合うことができる**地域共生社会の実現**を目指し、これからも住民の皆様とのつながりを大切にして、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりのために、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。



小菅ヶ谷地域ケアプラザ
マスコットキャラクター
「こすがや6」

地域包括システムの推進

■地域支援チームの一員として横浜型地域包括ケアシステム構築に向けて

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた「栄区アクションプラン」に沿って、地域の強みやニーズ等の情報を住民の皆様と共有し、より魅力的な地域となるように活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、栄区役所や栄区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）」の推進に取り組んでいきます。

指定管理者としての取組

ア 高齢者支援

(ア)住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、**フレイル予防**や健康に過ごしていただくために医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医

療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。

- (イ) 地域住民によるサロン運営等の支援を行いながら、町内会館やエリア内の施設の空きスペースも活用し、地域住民のより身近な場所で講座等の開催に取り組んでいきます。
- (ウ) 住み慣れた地域で暮らすことができるように、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、**個別の支援**を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して、地域の中で解決できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- (エ) 高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。
- (オ) さまざまな高齢者が地域活動に参加し**他者との交流**を持つことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。
- (カ) サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。**シニア男性が「参加したい」と思える場づくり**を男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めていきます。また、参加することがフレイル予防につながることから、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしていきます。

イ 子育て支援

- (ア) 乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々となつなぎ、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や**子育て世代の人たちが地域の中でつながる**機会を作ります。
- (イ) 区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に係っている関係者が**情報共有・意見交換を行う場**を作ります。
- (ウ) 地域のなかの子ども数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる**事業等の周知**に努めます。
- (エ) 地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが世代を超えて楽しく集う場を作ります。

ウ 障害者支援

- (ア) 障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に安心して暮らしていくために基幹相談支援センターや自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- (イ) 区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催や事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性の構築に取り組めます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの周辺地域の状況

地域ケアプラザがある小菅ケ谷三丁目は古くからの住民に加え、昭和 40 年代の宅地開発により転入してきた世帯も多く、また、近年はファミリー向けのマンションや建売住宅も増えたため、高齢化率は 20.7%と栄区全体の 30.8%に比べ低くなっています。

一方、小山台エリアは高齢化率が 37.6%と高く相談件数が毎年増加していますが、共助意識が高く、高齢者を対象としたサロンやカフェ、自治会町内会活動が活発です。

本郷台駅前に位置する小菅ケ谷一丁目には築 50 年を超える市営住宅があります。徒歩圏内に商店や病院があり利便性が高く、また、比較的入居しやすいことから、高齢者や外国人が多く転入しています。小菅ケ谷二丁目から四丁目にはマンションやアパートが多くあることから、年少人口比率が 12.3~14.3%と、栄区全体の 10.7%と比べて高く、お祭り等の自治会町内会活動が盛んです。

地域の課題

ア 高齢者

(ア) 高齢化率の高い小山台は相談件数が毎年増加しており、少子高齢化や 8050 問題が深刻になっています。

(イ) 認知症の相談が多く寄せられています。認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症への理解を促進するための普及啓発活動が必要です。

(ウ) 本郷台駅周辺は電車やバスの利便性がよく移動しやすいエリアですが、小山台や鍛冶ヶ谷町は坂が多いため、高齢になると移動が困難になってしまいます。

(エ) 高齢者を対象としたサロンや自治会町内会活動が活発に行われる一方で、担い手不足から今後の活動の継続に課題を抱えています。高齢者を対象としたサロンやカフェ・自治会町内会活動を見守り支援していくことで、早期の課題発見に努めます。

(オ) 定年退職後の男性が地域活動に参加する機会が少ないため、男性が興味を持てるような活動の実施や、参加しやすい仕組み作りが必要です。

イ 子ども・子育て

(ア) 小菅ケ谷二丁目から四丁目にはマンションやアパートが多く、子育て世代が地域と関わりを持ち、地域に馴染むことができるような子育て支援が必要とされています。

(イ) 共働き世帯が多く、子ども会の運営を継続していくことが難しくなっている現状があるため、地域とつながる機会を作ることがより一層必要とされています。

(ウ) 栄区は育児休暇を取っている男性が多く、父親向け講座への参加状況から育児への関心が

高いことが伺えますが、働き世代のため継続して地域に関わり続けることが難しいです。

ウ 障害者

- (ア) 地域作業所などが多くありますが、**地域住民と関わる機会が少なく**、交流を求めています。障害があっても地域で安心して暮らせるよう、障害理解の啓発や支援が必要です。
- (イ) 引きこもりや精神障害に対する**理解が進んでいない**状況が見受けられます。
- (ウ) 中途障害への理解が進むよう、地域貢献や活躍できる場所の展開が必要です。

エ 大規模災害

- (ア) 災害時に備え、平常時からの見守りあう関係や、隣近所など身近な地域の中で支えあう関係を広げる必要があります。
- (イ) 大規模災害時における福祉避難所開設に向けて、栄区生活支援センターと日ごろから連携を高める必要があります。
- (ウ) 栄区ハザードマップ（洪水・内水）によると、本郷台駅に近い平坦な柏陽地区の一部が**浸水エリア**となっています。また、山側の小菅ヶ谷四丁目エリアの一部は**土砂災害警戒区域**に指定されています。

地域の魅力

本郷台駅を中心とする地区の為、電車やバスの利便性がよく、徒歩圏内に商店が多くあります。公園や広場、公共施設など集える場所も多く、住民同士の交流や運動の機会に恵まれています。

古くからの住民に加え昭和 40 年代の宅地開発により転入してきた世帯も多く、かねてより**住民同士の交流が活発**で、多世代交流サロンや長く続いているサロン活動も多く、地域力の強さが魅力です。地域住民と小学校・中学校との交流も盛んで、地域全体で子どもの成長を見守る風土があります。

また、エリア内には栄区生活支援センター、横浜市立本郷特別支援学校、地域作業所などの施設があり、**障害者とともに生活する環境**にあります。

将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 認知症の方を地域で見守り、認知症の方が安心して過ごすことができる居場所が多くある。
- ・ 地域全体で子どもや子育て家庭を支援し、世代を超えた仲間が増えている。
- ・ 障害への理解が進み、障害者の多様な活動を支援する体制ができている。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。

- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティが活性化され、生活環境が整っている。

具体的な取組

ア 高齢者支援

(ア) 地域のサロン活動の見守り・支援による早期の課題発見	高齢者を対象としたサロンやカフェなどの地域活動を見守り、支援していくことで早期の課題発見に努めます。
(イ) チームオレンジ活動の普及啓発	令和5年度から始めたチームオレンジの活動による、認知症普及啓発を進めます。 認知症の人が役割を持って参加しやすい環境づくりや見守りサポート体制づくり、地域に認知症の理解を広げ、認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくり を進めていきます。
(ウ) インフォーマル情報提供による高齢者の生活活性化のための支援	高齢に伴い移動が困難になった方に対して、 移動販売 や、栄区内の2つの タクシー事業所の協力による相乗りサービス「あいタク」 などのインフォーマル情報を積極的に紹介し、相談者の生活が活性化されるよう、各機関とのパイプ役として支援していきます。
(エ) サロンの継続支援と担い手の発掘・育成	サロン同士が集まる機会を作り、情報交換や意見交換だけでなく、栄区区民活動センターや講師の紹介などを行い サロンの継続を支援 していきます。さらに、ボランティアの発掘・育成を行い、地域の担い手となるようつなげていきます。
(オ) 高齢男性の活躍による新たなコミュニティの創出	男性向け家事講座 を開催し、男性自身が活躍する機会を作ります。さらにグループ化することで受講者同士の交流を図り、新たなコミュニティを創出します。

イ 子ども・子育て支援

(ア) 転入してきた子育て世帯への支援	転入してきた子育て世代に対して、地域を知る機会を作り、地域の居場所を周知するために関係機関と協力してイベントを開催し、地域とつながる機会を創出します。
(イ) 子どもと地域のつながりを強める仕組みづくり	多世代交流や地域食堂を支援 することで、子どもの成長に合わせて地域とのつながりを強める仕組みを作っていきます。
(ウ) 子育て中の男性が地域と関わる機会づくり	父親向けの講座 や、家族で参加できるイベントを開催することで、継続的に地域と関われる機会を創り出していきます。

ウ 障害者支援

(ア) 作品や物品販売を通じた交流による障害理解の促進	① エリア内の地域作業所「スペースもも」が作った作品を定期的に展示したり、地域作業所「ぷらさんぬ」のパン販売の場についての情報を提供する等、作業所の活動を周知して理解を深めていく機会を作っていきます。 ② 地域ケアプラザのお祭りやイベントに参加してもらうことで、地域住民と交流する機会を設け、障害理解を促進していきます。
(イ) 学校が苦手な児童・生徒を対象とした支援	地域ケアプラザの場を活用し、 学校が苦手な児童・生徒を対象とした居場所 を提供していきます。
(ウ) 地域貢献や活躍できる場所の提供による地域住民との交流の促進	中途障害者サロン「うたっちゃお」 を支援し、地域住民を招いたコンサートの開催や、お祭りへの作品展示などを行います。地域貢献や活躍できる場所を提供することで、地域住民と交流し障害理解を深めていきます。

エ 大規模災害

(ア) 向こう三軒両隣で見守りあう関係作りの支援	あいさつ運動や安全パトロールなどに地域住民と共に取り組み、平常時から向こう三軒両隣で見守りあう関係作りを支援していきます。
(イ) 防災訓練の実施と福祉避難所の役割の周知	① 年に2回、栄区生活支援センターと防災訓練を実施し、大規模災害時に的確な動きができるよう備えを強化していきます。 ② 地域防災拠点訓練に参加し、福祉避難所としての機能や役割を地域住民に伝えていきます。

オ 地域支援

(ア) 個別課題や地域課題の把握のための関係づくり	地域の会議や行事に積極的に出向き、顔の見える関係づくりを進め、個別課題や地域課題の把握に努めます。
(イ) 地域の課題解決に向けたネットワークの強化	地域の商店、教育機関や施設等を訪問 し、地域福祉にかかわる方々や関係団体との関係づくりを進め、地域の課題解決に向けてネットワークの強化を図ります。
(ウ) 地域ケア会議の開催	地域住民をはじめ関係団体や地域組織がつながるように地域ケア会議を開催します。
(エ) 「小菅ヶ谷つながるプラン」の推進	小菅ヶ谷つながるプラン（地域福祉保健計画地区別計画）を推進し、地域の福祉保健に関わる方々と共に課題解決ができる協働関係づくりを進めます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域団体との連携

- ア 小菅ヶ谷連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換をしながら各地域の情報を共有していきます。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内を行っていきます。
- イ 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図っていきます。
- ウ 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害対策の啓発や非常時における協力関係を強化していきます。



地域防災拠点:防災訓練

行政との連携

- ア 地域福祉保健計画の推進や各種連絡会などを通し、連携を取っていきます。
- イ キャラバンメイト連絡会、退職後の生き方塾「Life Academy@sakae」の企画協力などを栄区と連携して行います。
- ウ 栄区役所担当職員と連携し、地域包括支援センターの定例カンファレンスで対応が困難なケースについて情報共有し、課題解決に取り組めます。
- エ **地区支援チーム会議に出席し**、支えあい連絡会の各部会の状況などを把握し共に支援します。



Life Academy@sakae :
地域探検遠足&修了式

栄区社会福祉協議会との連携

- ア 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会などを通し、連携を取っていきます。
- イ ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っていきます。
- ウ 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携し、高齢者、障害者支援を行います。
- エ 第1層生活支援コーディネーターと連携し、地域課題に対して有効な社会資源の開発に努めます。

医療関係者との連携

- ア 協力医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、地域ケアプラザの感染症対策や環境整備等に活かしていきます。
- イ 担当地域の医療機関や薬局等に、地域ケアプラザや地域包括支援センターについて周知し、お互いが連携しやすい時間帯・方法等について情報を収集するなど、医療関係者により良い

関係を構築します。**近隣の医療機関と連携**し、医師による地域住民向けの健康講座や専門職向け勉強会を実施します。また、認知症初期集中支援チームへの連携事例を通して、地域の中核病院である**横浜栄共済病院**とより幅広い協力関係を構築します。



医師による専門職勉強会

他機関との連携

- ア **栄区在宅医療相談室との共催**により、多職種勉強会を開催し、連携やスキルアップを図ります。また、他機関が主催する勉強会にも積極的に出席し連携に努めます。
- イ 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理することで、解決方法のみならず地域づくりを支援していきます。
- ウ **小学校、中学校、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点等との共催事業**を実施し、連携を深めます。また、地域で子育てをしやすい環境づくりを支援していきます。
- エ **栄区生活支援センターや障害者の関係団体等と連携**し、共生社会実現に向けた講座や講演会を地域と共に開催します。

他の地域ケアプラザとの連携

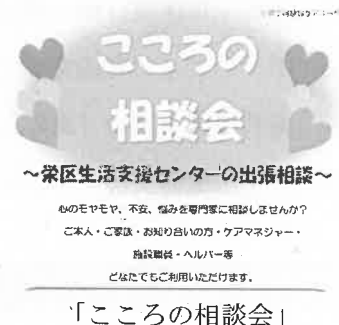
区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めていきます。また、**近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等**を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加促進を目的として、相談等を行う「**栄区生活支援センター**」が合築されています。

- ア 栄区生活支援センターと協力して共有部分の整備を行い、施設保持に努めます。
- イ 精神障害に関する相談については、「**こころの相談会**」の共催や、栄区生活支援センターで開催している無料相談につなげる等、**協力して相談支援**を行います。
- ウ 栄区生活支援センターと共に**多世代交流サロン「ひだまり」**の運営をサポートします。
- エ 定期的に防災会議を行い、防災訓練（年2回）および福祉避難所開設訓練（年1回）を協働で実施します。また、お互いに設置している緊急連絡用通信機の受信送信状況をチェックしま



す。

オ 小菅ヶ谷地域ケアプラザ、栄区生活支援センターの役割周知のため、「いたちまつり」を共同開催します。また、地域ケアプラザ主催の講座等に栄区生活支援センター職員に参加していただきます。

カ 合築施設であるため、施設周囲の清掃活動を協働して行います。来館者に気持ちよく利用していただけるよう、地域の環境美化を目指していきます。



防災訓練

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

基本理念

基本理念1

お客さまの満足

- ・ 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話対応・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- ・ 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくれます。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

基本理念3

公正で透明感のある協会倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の**約束(エンゲージメント)**について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

<エンゲージメント>

令和5年4月1日

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりとお聴きし、そのお気持ちと願いを受けとめて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束を守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

基本方針

ア 基本理念に基づいたお客さまお一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

イ 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (◀) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (♣) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護
19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所（21 事業所）と老人ホーム（2 事業所）を除く

ウ 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。



エ 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス AA」の承認を受けました。

オ 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



組織の沿革と業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

※ 業務実績は別添資料（令和 5 年度事業報告書・令和 5 年度収支計算書）に記載

社会貢献事業

ア 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

イ 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開（法人サイトより）

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和 6 年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額

を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れています。が、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に関しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパ

スを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

ア 新規採用

(ア) オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止

(イ) 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化

(ウ) 法人ホームページの採用サイトの情報充実

(エ) 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保

(オ) 管理職経験のあるキャリアの採用

(カ) 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

イ 必要な有資格者の確保と離職防止

(ア) 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助

(イ) プリセプターやメンターによる支援

(ウ) キャリアアップを意識した人事異動

(エ) 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度

(オ) 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

ウ 管理職の確保

(ア) キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成

(イ) 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成

(ウ) 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度

(エ) 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）

(オ) 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

<研修センター主催研修実績>

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に行い、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、子ども、障害者等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っていきます。

また、この施設は「栄区生活支援センター」との合築施設であるため、栄区生活支援センター

の管理者とその都度協議し、地域の皆様に快適・安全に利用していただけるような施設・設備の保守管理に努めていきます。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図ります。

保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っていきます。

施設清掃・整頓

ア 施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めていきます。

イ 車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮していきます。

衛生管理

ア 建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行います。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

イ 館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

ウ 更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

エ 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めます。

緑化の管理

空きスペースの植栽や、花壇等により緑化の推進に努めていきます。

改善・改修

ア 定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っていきます。

イ 建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

事故・急病への対応

ア 日常点検と対応準備

- (ア) 設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、子ども用と大人用のAEDを設置し、操作方法を含む研修を定期的に実施しています。
- (イ) 緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

イ 再発防止のための対策

- (ア) 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- (イ) 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- (ウ) ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- (エ) ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- (オ) 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

マニュアル策定と訓練

- (ア) 地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の業務継続計画（BCP）を整備しています。ま

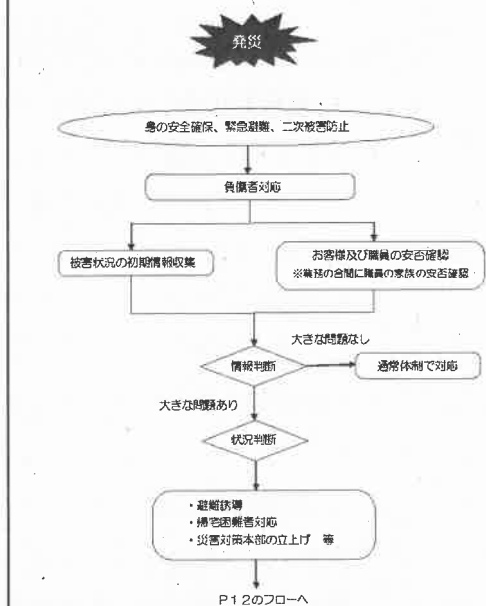
た、定期的(年1回以上)にシミュレーション等の職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

(イ)年2回、防災訓練を行う際には、栄区生活支援センター、栄区シニアクラブ連合会と連携して行います。日頃地域ケアプラザを利用される方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

(ウ)年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行います。また今後は、状況に合わせて事業所単位でもメールによる安否確認訓練を行っていきます。

3. 災害が発生したら…

(1) 緊急時の対応フロー



「緊急時の対応フロー」業務継続計画より

災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

福祉避難所の体制

(ア)栄区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点では避難生活を送ることが難しい方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。



福祉避難所開設訓練

(イ)地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えます。

(ウ)その他、開設を想定し年1回、栄区生活支援センターと共同で福祉避難所開設訓練を行います。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害に備えるための取組

(ア) 業務継続計画（BCP）の整備

- ① 地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、法人において全事業所の「業務継続計画（BCP）」を整備しています。
具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるように取り組んでいます。
- ② 大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携して、お客さまや職員の安全を確保します。

(イ) 環境整備と備蓄

- ① 地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから取り組みます。
- ② 災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるよう職員分のヘルメットを準備し、職員の安全確保に配慮していきます。

感染症の発生・まん延防止のための取組

感染症の発生・まん延防止の取組として、法人の全事業所で「事業継続計画（BCP）」を策定しています。事業継続計画に則り、感染症の発生・まん延時には、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

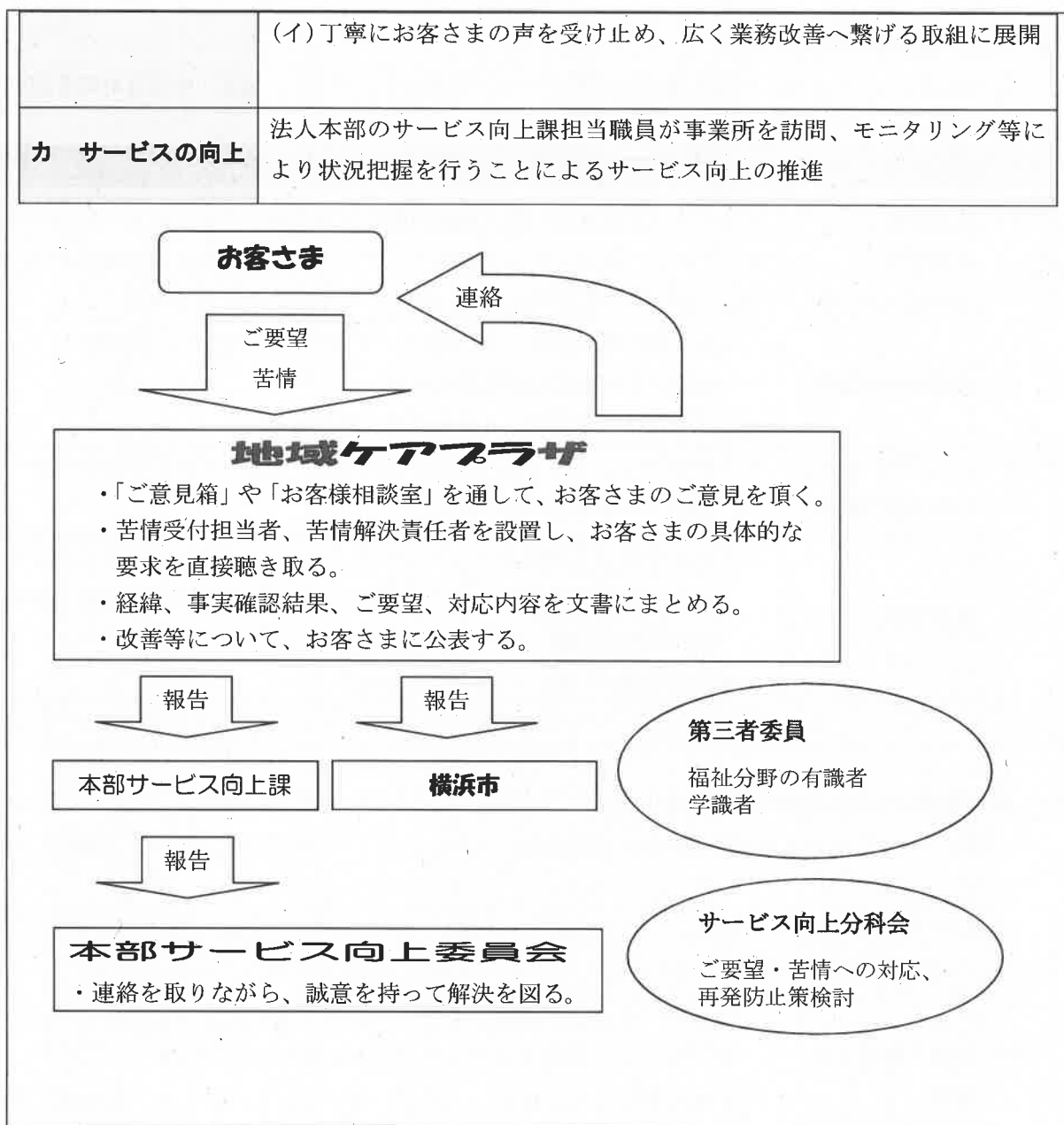
コンプライアンスの徹底	
ア 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
イ 運営基準の遵守	(ア) 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 (イ) 監査法人による会計監査の実施 (令和 5 年度実績：6 事業所及び本部各課)
ウ コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
エ 公正中立	(ア) お客さまのご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的の実施し事業所の特色を把握 (イ) 事業所選定に偏りが出ないように管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めていきます。

ア 要望・苦情への対応	(ア) 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 (イ) お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、その場で解決を図る等、迅速に対応
イ 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
ウ ご意見箱	(ア) いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 (イ) 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
エ アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
オ お客様相談室	(ア) お客さまからのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

ア 個人情報保護 規程の策定	(ア)「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」(平成17年策定、最近改正令和5年)を策定 (イ)各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化
イ 研修	(ア)全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出 (イ)法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施 (ウ)実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底
ウ 個人情報の 取扱	(ア)契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管 (イ)業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理 (ウ)郵便物の発送やFAX送信などの際は、事業所番号等を含め複数の者が必ずダブルチェック後、記録 (エ)注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底 (オ)広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載 (カ)すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化

情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

ア 情報公開規程の 策定と実施	(ア)「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」(令和3年策定、最近改正令和5年)を策定 (イ)積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示
イ 情報提供	(ア)法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況(予算・決算等)、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能 (イ)横浜市ホームページによる情報提供

	市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載
人権尊重への取組	
当法人では「 横浜市福祉サービス協会倫理綱領 」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。	
研修	全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めていきます。

法人が取り組むSDGs

ア 高齢者の健康維持と福祉の促進（SDGs目標3）	① バランスの良い食事提供やリハビリ活動を通じて高齢者の健康をサポート
イ 地域コミュニティとの連携（SDGs目標11）	① 地域住民との交流イベントを開催し、孤立防止や地域活性化に寄与 ② 地域内での高齢者支援ネットワークの構築
ウ 質の高い教育機会の提供（SDGs目標4）	① 介護スタッフ向けの研修プログラムやスキルアップ支援 ② 高齢者向けのIT教育や趣味活動の支援
エ 省エネルギー・資源の有効活用（SDGs目標7・12・13）	① 照明のLED化や施設内での省エネ設備の導入 ② DXの推進によるペーパーレス化

横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげていきます。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している**電動アシスト付自転車**を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めていきます。

市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中企業振興基本条例に基づいて執行します。

環境への配慮

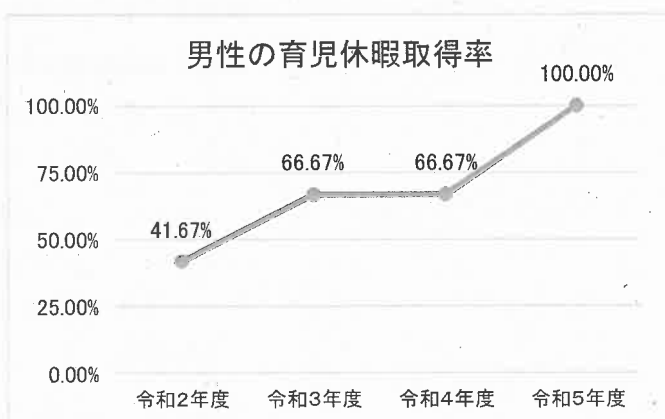
ア 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙とします。

イ 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいきます。

男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、**男性も含め対象者全員が育児休暇を取得**しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、**女性が管理職の半数以上**を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設稼働率向上のための対策

(ア)施設の積極的紹介	① 多目的ホールを中心に、平日や土曜日の日中には多くの方にご利用いただいています。比較のご利用の少ない夜間や日曜・祝日を中心に稼働率を向上させることができるよう、周知に努めます。 ② 各自治会町内会で行われる、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設の紹介を行っていきます。 ③ 高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業の案内や貸室の利用について周知していきます。 ④ 初めて福祉保健活動を行う団体には、ボランティアの場を提案・提供し、団体が保健福祉活動の第一歩を踏み出し、継続的な施設利用につながるよう支援していきます。
(イ)イベント開催	① 「いたちまつり」(施設まつり)、世代交流サロン「ひだまり」等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的行っていきます。 ② 地域住民、栄区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供しています。



いたちまつり

効率的な施設貸出の方法

(ア) 当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出します。

(イ) また、貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫します。

有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしていきます。

(ア) ホームページ	各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫していきます。また、ブログへの施設情報のアップを定期的に行います。
(イ) 広報紙やチラシの活用	① 地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、シニアクラブ連合会等でご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（年４回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っていきます。 ② 地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを設置、掲示していきます。
(ウ) イベントを活用した情報提供	「いたちまつり」（施設まつり）等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っていきます。
(エ) よこはまウォーキングポイントのリーダー設置	リーダーを設置したことで、これまで地域ケアプラザについてご存じなかった地域の方が立ち寄ってくださることとなり、施設の周知にも役立っています。また、積極的な声掛け案内も行っていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

(ア) 高齢をはじめ、子ども・障害分野も含めた総合的な相談窓口として、電話・来所または訪問でのご相談をお受けし、適切な窓口をご紹介するなどの情報提供及び支援を行います。 地域の身近な相談窓口 を目指します。区役所や関係機関とも連携しながら対応を行っていきます。地域ケアプラザの窓口には、各種資料を整備し、 適切な情報提供 を行っていきます。
(イ) 様々な方に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報していきます。相談には真摯に向き合い、迅速、的確に対応していきます。保健師職、主任ケアマネジャー、社会福祉職を配置し、相談体制を整えます。また、必要に応じて地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターと連携し、それぞれが役割を持って支援します。
(ウ) 高齢に限らず、子ども、障害等についての相談・情報提供ができるよう、区役所、区内の専門機関との連携に努めます。また、日頃から区役所やサービス提供事業者、医療機関、専門機関と連携し情報を収集していきます。さらに、お客さまの承諾を得ながら、区役所、専門機関への迅速で適切な情報提供を行い、関係者を集めた会議等で共有、援助方針の相談を行っていきます。
(エ) 関係機関から届いたチラシやパンフレット、メール、関係機関のホームページ等の情報は、地域ケアプラザ職員で回覧・共有することで新しい情報を収集して、相談者の方へ情報提供

していきます。

- (オ) 各職種が相談対応や地域住民との関わりの中で得た地域情報を集約し、地域のニーズを抽出し**地域アセスメントシート**を作成して、根拠に基づく支援を行えるように努めていきます。
- (カ) 地域ケアプラザから遠いエリアや、山坂が多く地域ケアプラザまで相談に来ることが難しい方へは、訪問による相談受付の他、出張相談会を開催する等、すべての方へご相談の機会を確保します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員、所長とで月に2回、**6職種会議を開催**し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、エビデンスに基づく支援を行えるように努めます。また、栄区役所高齢・障害支援課、栄区社会福祉協議会と2カ月に1回地域アセスメント会議を開催し、情報の共有と地域支援の方向性を今後も検討していきます。

関連施設との連携、情報共有

- (ア) 自主事業の講師などで、他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなど情報交換に努める等連携していきます。
- (イ) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。
- (ウ) ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (エ) 地域子育て支援拠点や保育園との共催事業や**小中学校等の福祉教育、職場体験、ボランティアの受け入れ**を通して情報を共有し、連携を深めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- (ア) 地域の会議や行事に参加し、顔の見える関係づくりを進め、社会資源の把握と活動支援を行い、ネットワークの構築につなげます。
- (イ) 地域の商店街や小学校、中学校、施設等を訪問し、地域福祉にかかわる方々や関係団体との関係づくりを進め、地域の課題解決に向けてネットワークの強化を図ります。
- (ウ) 地域住民をはじめ関係団体や地域組織がつながるように地域ケア会議を開催します。

(エ) 自治会町内会、シニアクラブ、各関係団体と様々な事業を企画から協働することで、ネットワークの強化を図ります。

(オ) 小菅ヶ谷つながるプラン（地域福祉保健計画地区別計画）を推進し、地域の福祉保健に関わる方々と共に課題解決ができる協働関係づくりを進めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

(ア) 第5期栄区地域福祉保健計画の策定に向けて地区支援チームを中心とした区職員と協働していきます。

(イ) 多様な業務・職種を横断して結成された地区支援チーム会議にて、地域情報の共有や専門職による地域課題の抽出、課題へのアプローチなどの検討を行います。

(ウ) **地域アセスメント会議を定期開催**し、栄区役所高齢・障害支援課、栄区社会福祉協議会を交えて、地域情報の共有を行います。

(エ) 「**小菅ヶ谷つながるプラン（地域福祉保健計画地区別計画）の事務局**」として栄区役所・栄区社会福祉協議会と協働し、プランの推進を図ります。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

(ア) 小菅ヶ谷つながるプラン事務局として、地域住民、栄区役所、栄区社会福祉協議会と連携して地区別計画の策定・推進および小菅ヶ谷つながるプラン推進会議の実施に取り組みます。

(イ) 6職種全員が小菅ヶ谷地区支援チーム会議、小菅ヶ谷つながるプラン推進会議、企画委員会に参画し、計画の推進に努めます。



つながるプラン企画委員会

(ウ) 自主事業の企画については、栄区の地域福祉保健計画（さかえ・つながるプラン）を意識して行い、多職種で計画の推進に取り組みます。

(エ) 地域住民が主体となって地域課題の解決に向かえるよう、関係機関と連携して支援します。また、支援をする上で、6職種全員で情報を共有し連携して取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主企画事業

栄区地域福祉保健計画（さかえ・つながるプラン）を念頭に置き、高齢者、子ども、障害者等、幅広い層を対象に自主企画事業の展開を図ります。

**(ア) 担い手の育成と
地域活動・ボランティアの支援**

- ① 高齢者に社会参加の機会を提供する「さかえ華シニア」では、参加者や運営ボランティアにアンケートを取り、興味や関心の高い講座を開催することで、その後の自主活動につながるよう支援します。
- ② 「ちょっきんカットボランティア」、「ミシンボランティア」、「植栽ボランティア」等、実施している自主事業の参加者が自主的に活動を展開することができるよう、また、地域の担い手として社会参加し続けられるよう支援します。



ちょっきんカット：使用済み封筒をリサイクルした成果物



ミシンボランティア：作業風景

- ③ 世代交流サロン「ひだまり」の運営サポートとして、サロンの広報活動やボランティアの受け入れ、研修会の実施等を行い、活動を支援します。



世代交流サロン「ひだまり」

(イ) 子育て支援

- ① 栄区子育て支援拠点や近隣保育園等と協力し、未就学児やその家族を支援します。
- ② 夏休み等の長期休みを利用し、小学生が地域ケアプラザに来る機会が増えるよう、自主事業を企画します。



小学生対象藍染講座

(ウ) 障害者支援事業

栄区基幹相談支援センターサポートセンター径、横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ、栄区生活支援センターと協力し、障害者の活動の場、ボランティアの受け入れ、研修会の実施等を行い支援しま

	す。
地域ニーズの調査と地域ニーズに基づいた事業展開	
さまざまな年代の方に地域ケアプラザに集っていただけるよう、貸室利用団体や事業参加者にアンケート等で ニーズ調査 を行い、興味を持っていただける自主事業を実施します。	
自主化と活動継続のための支援	
自主化されている団体については、 活動場所や補助金等の情報発信 に努め、団体に合わせた支援をします。	

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用して頂くために、広報誌や地域の会合等で案内するなど、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行います。	
施設の利用率向上の対策	
(ア)施設の積極的紹介	① 各自治会町内会の地域行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行います。 ② 高齢者、子育て世代、障害者など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内します。 ③ 初めて福祉保健活動を行う団体には、ボランティアの場を提案・提供し、団体が福祉保健活動の第一歩を踏み出せるよう支援します。 ④ 栄区内地域ケアプラザと連携し、各地域ケアプラザに登録している団体にボランティアの場や活動の場を提案・提供し、幅広く地域で活躍できるよう支援します。
(イ)イベント開催	① 「いたちまつり」（施設まつり）にて、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に開催します。 ② 地域住民、栄区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供します。 ③ 世代交流サロン「ひだまり」の運営サポートや地域食堂「いろどりキッチン」の後方支援を行うことで、地域の方々の居場所を提供します。

効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出しています。

また、貸室の希望が重なった際などでも参加人数や規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯でもご案内する等の調整を行い、少しでも多くの方にご利用頂けるよう工夫します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア登録・育成・コーディネート

(ア) ボランティア登録	① よこはまシニアボランティアポイント研修会を区内7地域ケアプラザで順次開催します。また、少人数であっても研修開催の要請があれば個別に実施します。  ボランティアポイント研修会 ② 「よこはまシニアボランティアポイント事業」へ参加し、ボランティア活動のモチベーションが上がるよう、情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援します。 ③ 貸室利用団体に対して、デイサービス、地域ケアプラザ事業等のボランティア活動へとつながるよう働きかけを行い、人材発掘に努めます。
(イ) ボランティア育成	① 「ボランティア感謝会&交流会」を開催し、活動紹介や情報交換など、お互いの活動に理解と連携が深まるよう働きかけ、新たな人材発掘や活動の拡大につなげます。 ② 介護予防普及強化事業開催後、地域サロンとして立ち上がったグループに対して、サロンを運営するボランティアの育成と支援、講師の紹介を行い、自立化を図ります。
(ウ) ボランティアコーディネート	① 「ちょっきんカットボランティア」、「ミシンボランティア」、「植栽ボランティア」等、参加者の特技や自主性を生かした活動を展開し、地域に向けて広報するとともに、地域の担い手として社会参加し続けられるよう支援します。 ② サロン、定例会等、地域団体からの出演依頼を登録団体へつなぎ、演奏や講師として地域貢献する場を提供します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域の情報収集及び情報提供

- (ア)「ボランティア感謝会&交流会」を開催し、ボランティアからの情報収集とボランティア同士の情報交換を進めるとともに、様々な福祉保健活動についての情報提供を行います。
- (イ)地域サロン等への訪問を積極的に行い、最新の地域の声を集め、ニーズを把握するとともに、様々な福祉保健活動についての情報提供を行います。
- (ウ)小菅ヶ谷つながるプラン推進会議や地域の会合・行事・イベントに参加し、地域活動に役立つ情報を提供します。

地域ケアプラザの情報提供及び発信

- (ア)「小菅ヶ谷地域ケアプラザだより」を年4回発行し、地域ケアプラザの事業を周知し、福祉保健活動に利用できる貸室情報の提供を行います。開催事業をわかりやすく紹介した「事業予定カレンダー」も掲載し、参加を促します。
- (イ)各事業の詳しいチラシを作成し、館内に掲示および地域に配布します。
- (ウ)ホームページを定期的に更新し、若い世代の方や多忙な方などにも活用していただけるよう、事業の様子やボランティアの活動を伝え、地域ケアプラザに興味を持っていただけるように努めます。
- (エ)「広報よこはま 栄区版」に事業案内の掲載を依頼し、広域に周知を図ります。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

数値等客観的データによる分析

地区診断シート、地区概況シート、横浜市人口ポータルサイト等を活用し、数字で表わされる地域特性の把握から、課題やニーズを分析します。

アンケートやヒアリングによる情報収集

- (ア)地域サロンへの訪問時や高齢者向けの自主事業の場を生かし、高齢者目線の日常の困り事などの意見を伺い、地域の高齢者の生活上のニーズ把握・分析に努めます。
- (イ)高齢者の社会参加を支える「華シニア連続講座」等のボランティアと共に**参加者向けのアンケート**を実施し、地域ニーズの把握・分析に努めます。
- (ウ)地域包括支援センター職員、地域活動交流コーディネーターと共に行う自治会町内会やシニアクラブ向け出前講座にて、アンケートや**聞き取り**を行い、地域特性や生活ニーズを把握し、

地域アセスメント会議にて多職種で分析します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- (ア) けやきロード本郷台駅前商店会、本郷台駅前アーケード商店街を訪問し、**まちの活動やサービスの情報把握**に努めます。また、駅前イベントや日常の店舗利用を通じて、新たなネットワークやまちの変化について把握し、実情を踏まえて分析します。
- (イ) 地域活動への参加を通して、商店主やNPO法人役員、各種団体役員と地域情報を共有し、地域課題について話し合います。
- (ウ) 社会資源の活用について6職種会議、地域アセスメント会議等で専門職と情報を共有し、課題整理しながら分析します。
- (エ) 各職種にて収集した情報を記載したアセスメントシートを活用し、連合及自治会町内会の潜在的なニーズの把握や社会資源の情報を整理します。
- (オ) 「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」にて地域活動情報の集約を行うとともに、活用に向けた働きかけを行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- (ア) 地域の見守りを目的として、町内会が主催する「安全パトロール」に参加することで、情報共有、地域課題分析のための協議体を継続的に開催します。
- (イ) 移動販売の運営支援、集いの場の継続を目的として、**移動販売会議を開催**します。定期的な集いの場としての機能だけでなく、見守りについての意識を共有する場として、継続的に協議体を開催します。
- (ウ) 地域ケア会議での課題抽出後、協議体からサロンの立ち上げに至った**近所サロン「シルバーキッチン」**にて居場所の継続ができるよう、継続した支援を行います。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- (ア) **高齢者の孤食の機会を減らし**、地域の中で孤立しないことを目的に開催している食事会「ほっかほかタイム」では、今後も小菅ヶ谷連合婦人部へボランティアの協力を依頼します。
- (イ) 出張型高齢者サロン「ほほえみサロン」では、大船ルーテル保育園の社会活動の一環として保育園の部屋を借り、おしゃべりや保育園でのクリスマス会での演奏等を行っています。**高齢者の外出機会の場づくり**に今後も協力していただけるよう、関係性を大切にしていま

す。

(ウ) 地域の高齢者サロンから講師やボランティアの依頼があった際には、関係機関のネットワークを活用し、コーディネートしていきます。

(エ) 地域活動に参加したくても移動が難しくなった高齢者に向け、栄区内の2つのタクシー事業所の協力による相乗りサービス「あいタク」を活用し、**外出支援**していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

小山台や鍛冶ヶ谷町は山坂が多く、高齢になると外出が困難になるため、困り事があっても相談につながらないことがあります。比較的ケアプラザへのアクセスが良いエリアでも近年、多問題を抱えるケースが増えています。また、要支援者や比較のお元気な方からのご相談も多く、介護予防の取組におつながりすることもあります。

(ア) 地域ケアプラザから**遠いエリアや山坂が多いエリア**に対し、**出張相談会**を実施し、地域包括支援センターの周知や潜在的ニーズの発掘を行います。

(イ) 要支援者や元気な高齢者からの相談については、生活支援コーディネーターと情報共有を行い、地域で**活躍できる場やボランティア**につながるような**支援**を行います。



出張相談会

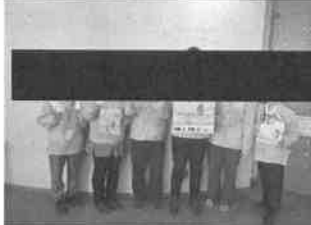
(ウ) ご本人はもとより、遠方に居住されているご家族や近隣の方、民生委員の方々からのご相談にも速やかに対応します。また、ご相談に関しては当事者のみならず**ご家族の状況も踏まえ支援**します。

(エ) 栄区役所、栄区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、障害関係機関など様々な機関や団体と連携し、迅速で丁寧な対応に努めます。

(オ) 栄区役所高齢・障害支援課と定例の包括カンファレンスにて支援方針を検討したり、適宜、個別カンファレンスを開催することにより、関係機関も含めて支援方針・役割の確認などを実施します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症支援事業	
担当エリアの中では認知症に関するご相談が多く寄せられています。認知症の方を地域で見守り、認知症になっても安心して暮らせるような地域づくりが必要です。	
(ア) キャラバンメイト SKE との連携	① 担当エリアの市民キャラバンメイト『キャラバンメイト SKE』の連絡会を定期開催し、認知症サポーター養成講座の企画実施や、認知症理解の為の風土づくりに取り組みます。 ② 認知症サポーター養成講座を市民キャラバンメイト『キャラバンメイト SKE』と一緒に、地域住民や様々な団体へ実施します。  認知症サポーター 養成講座：小山台中学校
(イ) 啓発講座の開催	認知症理解ならびに認知症予防のための啓発講座を行います。
(ウ) 介護者支援	認知症の方を介護する「介護者の集い」を年6回開催し、介護者支援に努めます。
(エ) サービス事業所との連携	エリア内の地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護・グループホーム・認知症対応型通所介護）の運営推進会議に出席し、連携しやすい関係づくりを継続して行っています。
(オ) 認知症初期集中支援チーム	対応困難な認知症の相談については、栄区役所と相談し、積極的に認知症初期集中支援チームに提案し、問題解決に向けて取り組みます。
(カ) チームオレンジの活用	チームオレンジを活用し、認知症の人が役割を持って参加しやすい環境づくりや見守りサポート体制づくり、地域に認知症の理解を広げ、認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進めています。  チームオレンジ オレンジランプ映画上映会

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢化率が栄区全体の平均（30.8%）よりも高いエリアがあり、一人暮らしや日中独居の方も多いことから、高齢者の権利擁護に関する取組が求められます。

（ア）地域住民向けの講座を実施し、成年後見制度や消費者被害防止等の啓発を行います。

（イ）栄区内地域包括支援センターと共催で**個別相談会**を実施します。

（ウ）権利擁護サポートネットへ出席し、関係機関とつながりを持ち、個別相談者へ情報提供、迅速な対応ができるようにします。

（エ）防犯協会のメンバーが実施している**消費者被害防止活動に定期的（2カ月に1回）に参加**します。

消費者被害防止ティッシュ配布



（オ）高齢者虐待防止や成年後見制度普及啓発のために、栄区役所や栄区内地域包括支援センターと共催で**介護保険事業者へ出前講座**を実施します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域において多職種によるネットワークを構築するため、地域住民、関係機関等との勉強会や交流会、地域ケア会議などの開催が必要となっています。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

（ア）地域のネットワーク作りのため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めます。

（イ）民生委員・児童委員とケアマネジャーの交流会を開催し、顔の見える関係づくりとともに、地域の相談を受ける連携体制を作っていきます。

（イ）ケアマネジャー等のスキルアップを図るため、**区役所や専門家等を招いた勉強会等**を開催し、ケアマネジャーが安心して相談できる場を提供します。

（ウ）ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、**困難事例については適宜同行訪問**し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討します。

（エ）区役所と区内の地域包括支援センター合同で、**新採用・新任ケアマネジャー向けの研修**を行い、その後も継続的に個別支援やサポートを行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

（ア）医療関係者、サービス提供事業者、ケアマネジャーを招き、地域の医療課題について情報交換会や事例検討会を開催します。

(イ)地域ケアプラザ協力医と連携し、定期的に住民やケアマネジャー向けの相談会を開催します。

(ウ)在宅医療相談室と栄区内地域包括支援センター共催で**多職種向け勉強会**を開催します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケアプラザに寄せられるご相談の中には、多問題を抱えていたり人とのつながりが希薄になっているケースが見受けられます。また、近年はがんに関するご相談が多くなっています。安心して暮らし続けられるための居場所づくり、地域住民や支援者への意識付け、地域力の底上げを目的に地域ケア会議を開催していきます。

(ア)個別レベルの地域ケア会議であがった地域の課題を抽出・整理し、包括レベルでの地域ケア会議につなげます。

(イ)栄区役所と協力し、区域での地域ケア会議を進めていきます。

(ウ)サービス提供事業者、医療機関、専門支援機関、民生委員・児童委員、自治会町内会、シニアクラブ、インフォーマルサービスなどを結び、**ネットワークの構築を推進**します。

(エ)地域ケア会議で検討した地域課題について、地域の関係者や栄区役所、栄区社会福祉協議会と情報共有し、関係機関で協力し、**包括レベル地域ケア会議**で課題解決や協議体につなげます。



カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切に、きめ細やかな対応を行います。

(ア) 人員の確保、育成

地域ニーズに合わせ人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

(イ) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、栄区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボラン

ティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

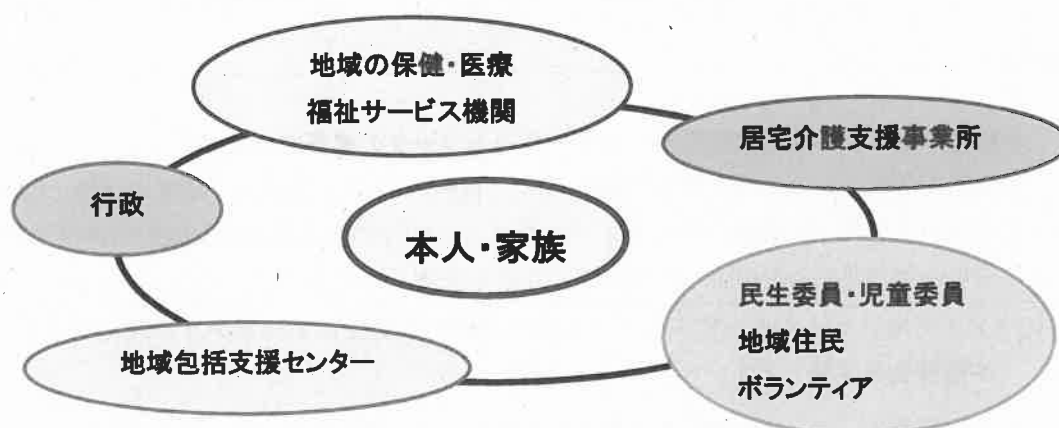
(ウ) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行っていきます。

(エ) その他

生活支援コーディネーターと協働し、地域のインフォーマルサービスを利用した介護予防プランを作成します。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が健康づくりに積極的に取り組めるように地域のニーズを把握し、介護予防教室、出前講座等を開催していきます。

(ア) 認知症予防教室の開催

脳の活性化により認知症の発病や進行を遅らせることを目的とした、「明るく」「頭を使って」「あきらめない」という3つのテーマの頭文字から名付けられた「スリーA」による認知症予防教室を開催します。



スリーA講座

(イ)フレイル予防につながる事業展開	地域の公園や町内会館、集会所を活用して、栄養・運動・口腔に関する「フレ！フレ！フレイル予防」や公園の遊具を利用する公園体操など、地域住民が気軽に参加できるようなプログラムを展開していきます。	
(ウ)介護予防の意識を高める取組	地域ケアプラザでの啓発イベントやセミナーを開催し、体力測定や個別の相談を通じて地域住民に介護予防の意識を高める取組を行います。	公園体操
(エ)地域のサロン・グループ支援	生活概況シート等の結果をもとに地域アセスメントを行い、効果的な健康教室を実施します。また、地域サロンや体操グループが継続的に活動していけるよう、リーダーの支援を行います。	

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- (ア)ケアマネジャーやサービス提供事業所と地域の関係団体との繋がりが強くなるよう**交流会**や**勉強会**を実施します。
- (イ)医療関係者、サービス提供事業者、ケアマネジャー等を招き、地域の課題について**情報交換**や**事例検討会**を開催します。
- (ウ)地域ケア会議を開催し、サービス提供事業所に限らず、障害機関、医療機関、民生委員・児童委員、自治会町内会、地域のボランティア団体等、意見交換の場を設け、地域包括ケアシステムの構築を行います。
- (エ)小菅ヶ谷つながるプラン推進会議を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に向けて協働します。



医療と介護の情報交換

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めます。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色（土日の対応、連携しやすい環境など）を生かし、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応を行います。

また、特定事業所として、お客さまの相談に随時対応できるよう **24 時間連絡の取れる体制**をとっていきます。

（ア）在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

（イ）コンプライアンスの徹底（公正・中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、栄区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正・中立な立場に立ちケアプランを作成します。

（ウ）サービスの質及び職員の資質向上

お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めます。

研修の実施	① ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施します。 ② 定期的に、法人本部でケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組みます。
勉強会の実施と参加	① 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、地域の居宅介護支援事業所と定期的に勉強会を行っていきます。 ② ケアマネジャー個々に研修計画を立て、内部研修に限らず外部研修や地域包括支援センターが開催する勉強会等に参加しサービスの質の向上に努めます。
事例検討会の実施	特定事業所として週1回、事業所内でケアマネジャー会議を行い、業務内容の確認、共有や対応困難ケースの共有および事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めます。

区内のケアマネジャーとの連携	栄区ケアマネ連絡会（栄ケアネット）に参加し、栄区内のケアマネジャー等と連携を図ります。
(エ) 指定介護予防支援事業者との連携体制	
① お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう指定介護予防支援事業者と連携し、支援を行います。 ② 指定介護予防支援事業者、生活支援コーディネーター等より情報収集を行い、地域のインフォーマルサービスを利用した介護予防プランを作成します。また、栄区役所・栄区内地域ケアプラザと合同で勉強会を実施します。	
(オ) 他の居宅介護支援事業所との連携体制	
特定事業所として、地域内の居宅介護支援事業所に声をかけ、 年2回、事例検討会「ハナミズキ」を開催 し、今後も地域内におけるケアマネジャーのスキルアップを図ります。	
(カ) 地域貢献	
自治会町内会が実施する 安全パトロールにケアマネジャーも参加 し、地域の防犯パトロールをしながら、地域の状況把握と介護保険制度の啓発、ケアマネジャーの役割の説明等を行います。	

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針

月曜日から金曜日まで、33名定員の通所介護と、12名定員の認知症対応型通所介護を実施しています。

(ア) 親しみのある事業呼称

ケアプラザの庭に「ききょう」と「はまなす」の花が咲いていたことから、当地域ケアプラザでは親しみのある名称として通所介護を「ききょう」、認知症対応型通所介護を「認知デイはまなす」と、わかりやすく広報をしています。

(イ) 「お客さまに信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

デイサービスは機能訓練の場として、QOLの維持を図ることを目的としています。お一人おひとりに合わせた機能訓練の実施とともに、お客さまに信頼され、笑顔で繋がるデイサービスを目指します。誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたります。

(ウ) 在宅生活の支援

地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行います。

ご家族の身体的・精神的負担軽減を図るための支援をしていきます。生活相談員がご自宅を訪問して生活環境を把握し、自宅での生活自立に結びつく機能訓練を個々にご用意します。また、必要に応じてケアマネジャーと連携し、外出の支度が困難となったお客さまに対して居宅

内での介助を行います。

(エ) サービスの質及び職員の資質向上

- ① サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に通所介護事業に関わる全職種のスタッフを対象に研修に取り組みます。
- ② **法人独自の研修センター**があり、職員に向けて様々な研修を毎年実施します。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。
- ③ 採用時、及び、年間を通して、介護保険法で定められた研修をはじめ、お客さまへのサービス向上につなげられるような研修を実施していきます。
- ④ **記録（ケアカルテ）**を利用して、お客さまの情報を職員間で共有するように努めます。
- ⑤ 所内の事故、ヒヤリハットについては、原因を分析し対応策を検討して、再発しないように職員間で情報を共有します。所内だけでなく、区の地域ケアプラザの所長会議で報告される事故報告や法人内で報告される事故報告を共有し、同じような事故を起こさないように検討していきます。
- ⑥ お客さまの情報に関して、担当されているケアマネジャーに随時、及び、定期的にご利用中の様子を報告させていただき、お客さまのサービスの検討につなげていきます。

ドライバーには安全運転研修を実施します。

サービスメニューについて

<デイサービスのある1日の流れ>

8:30	ご自宅までのお迎え
9:30	・ 看護師による健康チェック ・ 入浴（スタッフによる介護付） ・ 趣味活動 ・ 機能訓練
12:00	手作りの昼食
13:00	レクリエーション（ゲームや歌等）
15:00	おやつ
15:30	集団体操等
16:30	ご自宅への送り

(ア) 法人共通のサービスメニュー

- ① 脳の活性化を目的に法人独自で考案・作成した機能訓練ボードを、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客さま、また、お客さま同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。
- ② 当法人の介護保険サービスをご利用のお客さまには、ちゅーりっぷホルダーを配付し、お客さまの緊急時に活用していただきます。



機能訓練ボード



(左) ちゅーりっぷホルダー

裏面に緊急連絡先として、地域ケアプラザの連絡先を記載しています

- ③ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用時の写真の提供をしていきます。

(イ) 当地域ケアプラザ独自のサービスメニュー

- ① 認知症という病気の理解を広めるため、地域との繋がりを大切に、**認知症の人達との交流の機会**を持ちます。
- ② **認知症の方が「できること」を考え、「できること」をしてもらうために**、地域ケアプラザ職員全員で支える環境を作ります。
- ③ 地域貢献として、小菅ヶ谷地域ケアプラザの自主事業や地域のサロン等にデイサービスの生活相談員が伺い、認知症の理解、介護技術講習の講師やデイサービスの説明等行います。また、赤い羽根共同募金や「いたちまつり」（施設まつり）にデイサービスのお客さまが積極的に参加します。お客さまが作成した壁面制作を希望される施設等に展示や寄付をします。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用

ア 自主企画事業	(ア) 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 (イ) 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用
イ 通所介護 認知症対応型 通所介護	(ア) 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 (イ) 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施

運営費等を低額に抑える工夫

ア 組織的な 取組	(ア) 法人としてDXを推進し、事務の効率化やペーパーレス化、生産性の向上を進め、運営経費等を抑え、法人本部が地域ケアプラザ等の支援を強化できる仕組みづくり (イ) 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制 (ウ) 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減 (エ) 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減
----------------------	---

イ 事務の 効率化	(ア) 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 (イ) D X推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化
ウ 環境への 配慮	(ア) 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施 (イ) 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（準備中）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合を機導入し不要な印刷しないことによる紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減
エ 省エネルギー 対策	(ア) 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減 (イ) 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減 (ウ) 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約

団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしさいびすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜世外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。			
事業内容等	当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（5 施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売			
財務状況 ※直近 3 か年の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	13, 235, 866, 425	13, 532, 507, 859	13, 712, 032, 341
	総支出	13, 056, 105, 675	13, 306, 223, 095	13, 433, 525, 138
	当期収支差額	179, 760, 750	226, 284, 764	278, 507, 203
	次期繰越収支差額	3, 308, 281, 592	3, 759, 649, 724	3, 707, 066, 633

連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】 【FAX】 【E-mail】
特記事項	